

女性活躍推進法に基づく

「一般事業主行動計画」

千葉大学生生活協同組合

千葉大学生生活協同組合は、千葉大学の学生・教職員の生活を支える生活協同組合として、男女ともに仕事と生活の調和を図りつつ将来に亘って働き続けられるための就労環境の整備と改善を行うため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間

2025年4月1日～2028年3月31日までの3年間

2、目標と取組内容・実施時期

目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

管理職（店長以上）に占める女性割合を20%以上とする。

<対策>

- 2025年4月～ 女性職員の管理職比率について検証し、必要な対策を検討する
- 2026年4月～ 女性正規職員比率を高めるための人事配置（新卒採用、他生協からの移籍）を積極的に進める。
- 2027年3月～ エリア人材育成会議で女性職員の管理職昇格に向けての議論を行う

目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

年次有給休暇の取得率を全体で把握・共有し、2028年3月までに2025年度対比で取得率を5%アップさせる。

<対策>

- 2025年4月～ 「経営委員会」において有給休暇の取得状況について個人別に把握し、対策の検討を開始する。
- 2026年4月～ 部署ごとの有給休暇取得率向上計画の策定をする。
- 2027年6月～ 経営委員会で有給休暇取得率向上計画に基づいた、各部署での取組みの結果を振り返るミーティングを行い、目標達成に向けた計画の見直しを行う。

以上